

公正価値を含む会計上の 見積りの検証可能性

伊 藤 公 一

I はじめに

財務情報の投資意思決定有用性改善の要請から、会計の根本的思考が財産計算指向に転換し、現代の会計においては取得原価とは異なる測定尺度が多用されるようになりつつある。測定尺度のうち公正価値は根本思考の転換と関係が深いためその重要性が増していると考えられる。

IAASB（国際監査・保証基準審議会）は2008年2月にISA 540号「公正価値を含む会計上の見積りの監査（改訂及び再起草）」を公表している。これは監査人が財務諸表監査にあたり依拠すべき公正価値を含む会計上の見積りに係る実務指針である。

公正価値は正確に測定する方法のない対象について、ある条件の取引を仮定することによって推定されるものである。したがって公正価値による測定と開示は推定値を会計数値化することを意味する。ゆえにその主観性は高く財務諸表監査において公正価値による会計数値の検証可能性は重要な課題となる。

本論文では財務諸表監査における公正価値の見積りの検証可能性について検討する。またこれに関連して会計数値及び検証の意味の公正価値概念

の導入による変化と、それに伴う会計情報作成者と監査人の関係の変化について考察する。

これらの目的のためにまず公正価値概念の特徴を概観し、つぎに財務諸表監査における公正価値の検証方法を明らかにする。これとあわせて国際監査基準の公正価値を含む会計上の見積りの監査に関する実務指針の内容を見ることを通じて、推定値を用いて監査人が経営者の会計数値の妥当性を検証する際の論理的仮定を抽出し、公正価値概念の会計数値への導入による財務諸表監査におけるリスク概念と監査人の役割の変化について述べる。

II 公正価値概念

1 公正価値の定義

公正価値による測定の特徴はその測定対象が仮想的なものであるということである。すなわち過去事象についての何らかの直接的な測定値ではなく将来の仮想的取引に基づく推定値であるということがあげられる。その定義は次のとおりである。

公正価値とは、資産または負債が、取引の知識を有し、意思がある独立した当事者間の現在の取引において交換されるであろう価格である¹⁾。また、公正価値の目的は測定対象たる資産または負債に関して実際の取引がない場合の交換価値を見積ることであるとされている²⁾。

1) SFAS 157 para. 5.

2) Ibid. なお、公正価値の定義については、IASB(国際会計基準審議会)とFASB(米国財務会計基準審議会)が「米国の一般に認められた会計原則と国際財務報告基準との間の収斂を確保し世界の資本市場で用いることのできる高品質で共通の会計基準の策定を共通の目的として」(SFAC (2006) para. 1.)、公正価値に関するFASBの財務会計基準(SFAS 第157号)とIFRSの相違について検討している。まず米国のFASBの基準では「公正価値は、市場参加者間の通常の取引で測定日付において資産の売却において受け取るであろう ↗

2 公正価値概念が必要とされる理由

会計数値は認識・測定・評価の段階を経て計上される。すなわち定義に適合しているかを判定し、尺度を選択して測定を行い、その結果は評価額として計上される³⁾。投資家が意思決定に用いる情報としての有用性を重視するために、測定尺度を増やし認識対象を拡大するという要請から公正価値概念が導入されている。

3 3つの属性

公正価値は実際の測定値ではなく価格が生じる場面を仮想したうえでの推定値である。推定値を得るための属性が3つあげられている。それらは市場価格、割引現在価値、および再調達価格である⁴⁾。公正価値会計にお

「価格または負債の移転にあたり支払うであろう価格」(SFAS 157 para. 5.)と定義される。これに対して、国際財務報告基準(IFRS)では、公正価値を「知識のある、自発的な当事者が第三者間取引条件で資産を交換する、または負債を決済するときの金額」と定義している(IASCF (2006) para. 5)。このようなIFRSとSFAS 157号第5号の公正価値概念の相違は次の三点に総括されている(SFAC (2006) para. 10.)。

①SFAS 157は売却(出口)価値でありIFRSは出口価値でも入口価値でもない。

②SFAS 157の定義は市場参加者について述べているのに対してIFRSの定義は第三者間取引条件による知識のある自発的な当事者を対象としている。

③負債についてSFASは移転されるという考えを基にしており(相手方当事者への負債は引き続き存在する。当事者と決済されるわけではない。)、IFRSは知識のある自発的な当事者により第三者間取引条件で負債が決済されるときに金額について述べている。」

このようないわゆるコンバージェンスの問題については稿を改めて検討したい。

3) 「「認識の会計」理論においては、(1) 資産・負債の要素定義への適合性、(2) 信頼性をもった測定可能性を会計認識の要件としている」のである(加藤(2005) 24頁)。なお同書では、公正価値が必要とされる理由は「会計数値の測定可能性の要件を緩和することを通じてその認識範囲を拡大することにある」という説明がなされている(加藤(2005) 24頁。)

4) これらについてIASCF (2007) para. 18では「アプローチ」という用語を用いて、市場アプローチ、損益法(収益還元法)(income approach) インカムアプローチ、原価法(cost approach)とされている。

いてはいわゆる一物一価ではなく認識対象を測定する段階において選択する測定尺度によって価格（評価額）が相違する可能性がある。

4 評価技術のインプット

公正価値を推定するためには仮定をおいたうえでデータを集めモデルを形成することが必要になる。そのうち仮定のことを「インプット」と呼ぶ。インプットとは「資産や負債の価格を決定する際に市場参加者が使用するであろう仮定を指し、リスクについての仮定を含む。その際リスクとはたとえば（価格決定モデルなどの）公正価値を測定するために用いる特定の評価技術に固有のリスク、および評価技術のインプットに固有のリスクである」⁵⁾と説明されている。

さらに評価技術のインプットは次のように観察可能なものと観察不可能なものに分類される⁶⁾。

(a) 観察可能なインプットは市場参加者が資産や負債の価格を決定する際に市場データに基づいて報告主体から独立した源泉から入手したデータに基づく前提を反映する。

(b) 観察不能なインプットは市場参加者が資産や負債の価格決定に用いる仮定についての報告主体自身の仮定を反映する。

5 公正価値の階層（ヒエラルキー）

公正価値測定においては、不確実な要素が多いため仮定を含めて計算の根拠が観察可能であるかどうかが重視される。この観点からインプットには三層の階層が設けられている。

すなわち「レベル1」のインプットは最も信頼性が高く、測定時点において報告企業が利用することのできる活発な市場における市場価格である。

5) SFAS 157 (2006) para. 21.

6) Ibid.

資産や負債のその活発な市場は継続的に十分な頻度と取引量の資産と負債の取引が行われる場合の価格情報が提供される。活発な市場における市場価格は公正価値の最も信頼できる情報を提供しパラグラフ 25 と 26 で議論される場合を除いて利用可能な場合いつでも公正価値の測定に用いられなければならない⁷⁾とされる。

レベル 2 のインプットは「レベル 1 に含まれる資産または負債の直接または間接的に観察可能な市場価格以外のインプット」である (para. 28)。資産や負債が特定の期間を有している場合はレベル 2 のインプットは潜在的にすべての期間について観察可能でなければならない⁸⁾。

- 7) IASCF (2006) para. 24. なお para. 25 および para. 26 においてはそれぞれ次のように述べられている。

もし報告企業が公正価値で測定される必要のある大量の類似資産又は負債を保有しているならば (たとえば債券)、活発な市場での市場価格は利用できるかもしれないが個々の資産負債について容易に利用することはできない。そのような場合には公正価値は、市場価格に全面的に依存しないような代替的な価格決定方法で測定される可能性がある。しかし代替的な価格決定方法は公正価値測定に低い水準の尺度しか提供しない。(para. 25.)

状況によっては活発な市場での市場価値は測定日付における公正価値を表さない可能性がある。それは重要な事象 (資本主同士の取引、ブローカー仲介の取引、または告知) が市場の閉じた後で、かつ測定日付の前に発生するような場合かもしれない。報告企業は、公正価値測定影響を与える可能性のある事象を特定したための方針を確立して首尾一貫して適用しなければならない。しかし市場価格が新たな情報によって調整される場合は、調整は公正価値測定により低い水準の測定尺度しか提供しない。(para. 26.)

- 8) レベル 2 のインプットには次にものが含まれる。
- (a) 活発な市場における類似の資産または負債の市場価額
 - (b) 活発でない市場での同一または類似の資産または負債の市場価額である。当該資産・負債の取引が少ない市場や、価額が現在のもの (current) でない場合、または価額の相場・時価 (quotation) が常にまたは値付け業者・仕手 (たとえば何らかのブローカー仲介市場) 間で非常に主観的である場合、またはその中で公的に公表される情報がほとんどない場合 (たとえば相対取引市場)。
 - (c) 資産または負債の市場価格以外のインプットで観察可能なもの (たとえば一般に引用される期間の利子率とイールドカーブ、ボラティリティ、前払いの速度、損失の厳しさ)、クレジット・リスク、デフォルト・レート。

レベル3のインプットは、「資産・負債の観察不可能なインプットのことである。観察不可能なインプットは観察可能なインプットが利用可能でないときに限り用いるべきであり、ゆえに測定日において資産や負債の市場活動がほとんどない場合に許容される。しかし公正価値の測定対象は同じであり続ける。すなわち資産を所有または負債を負う市場参加者の観点からは出口価格 (exit price) である。ゆえに観察不可能なインプットは、市場参加者が資産や負債を価格決定する際に用いるであろう仮定 (リスクについての仮定を含む) についての報告企業自身の仮定を反映しなければならない。観察不可能なインプットはその状況において最良の情報に基づいて計算されなければならない。それには報告企業自身のデータが含まれる可能性がある。観察不可能なインプットを計算するに当たって報告企業は市場参加者の仮定に関する情報を入手するためのすべての可能な努力をする必要はない。しかし、報告企業は不当な費用と労力なしに合理的に入手することのできる市場参加者の仮定を無視してはならない。ゆえに観察不可能なインプットを計算するために用いる報告企業自身のデータは、もし不当な費用と労力なしに情報が合理的に入手できるならば、市場参加者が異なる仮定を用いるであろうことを示すように調整しなければならない。」⁹⁾

(d) 相関その他の方法によって、観察可能な市場データからおもに派生するあるいは確認されるインプット (市場において確認されるインプット)。」(IASCF, para. 28.)

9) Ibid, para. 30.

なお、これらに加えて、ビッド・アスクプライスにもとづくインプットについて次のように規定されている (Ibid., para. 31)。

「公正価値を測定するために用いるインプットが (たとえばディーラー市場における) ビッド (売り気配値) アスクプライス (買い気配値) に基づく場合は、公正価値の階層 (レベル 1, 2, 3) のどこにそれが入るかに関係なく、ビッドアスクスプレッド内の価格はその状況において公正価値を測定するために最も代表的な公正価値となる。この指針では実務的に便宜的な手段として mid-market 価格決定その他の価格決定方法の使用を公正価値測定において排除するものではない。」

6 推定量と推定値

統計理論において推定量と推定値は次のように説明されている。「推定量 (estimator) は確率変数の関数なのでそれ自体は確率変数である。その確率分布は連続確率分布から派生する可能性がある。一方推定値 (estimate) はその推定量の特定の値であり特定の観察された値を用いることにより決定される。ベクトル表現を用いることが便利であることが多い。推定量は確率ベクトルの関数であり推定値は特定の値である」¹⁰⁾。この記述から公正価値という概念はいわば「推定量」であり、測定尺度により与えられるそれぞれの値は「推定値」と考えることができる。会計基準においてモデルを用いて推定値を3種類の属性 (前出 (3)) から入手するという指針が与えられていると解釈することができる。

Ⅲ 公正価値の検証

1 検証のプロセス

公正価値を含む会計上の見積りの監査についての実務指針 (国際監査基準 ISA 540 「公正価値を含む会計上の見積りの監査および関連する開示」) においては、会計上の見積りを含む公正価値の監査に際して次のことが監査人に求められている。

- (i) 監査人に会計上の推定値についての重要な虚偽表示のリスクを特定・評価するために企業の内部統制を含む三点 (後述の (1) (a) ~ (c)) を理解すること (第8項)
- (ii) 前年度の経営者の推定結果のレビューを行うこと (第9項)
- (iii) 推定の不確実性の程度を評価すること (第10項)
- (iv) 評価リスクに基づく経営者の財務報告フレームワークの適用方法

10) DeGroot (1989) p. 331.

と推定方法の適切性を判断すること（第12項）

（v）これらの過程を経てさらにリスク対応手続が求められる（第13項）。

（1）理解

このうち上記（i）（「理解」）については三つの事項を理解するよう求めている¹¹⁾。すなわち監査人が理解を要求される事項は（a）会計上の推定値についての財務報告のフレームワークの要求事項の理解、（b）会計上の推定値を必要とする事象を経営者が特定する方法の理解、および（c）会計上の推定値を経営者が計算する方法の理解の三点に大別される。

このうち（c）会計上の推定値を経営者が計算する方法の理解には、つぎの5項目が含まれる。すなわち監査人には、（i）モデルを含む会計上の見積りに（経営者が）用いる方法、（ii）目的適合的な統制、（iii）経営者が専門家を使用したかどうか、（iv）会計上の見積りの理解の仮定、（v）前期から会計上の見積りを計算する方法が変化しているかどうか、変化しているとするればその理由、（v）経営者が推定の不確実性の影響を評価したかどうか、および評価するために経営者が用いた方法について理解することが求められる。

（2）レビュー

監査人は経営者が前期に行った推定の結果をレビューしなければならない¹²⁾。すなわち推定値と実際に明らかになった値との乖離について検討することが求められている¹³⁾。その際経営者が推定値の算定にあたり用いた仮定についてもその妥当性を評価しなければならない。

（3）推定の不確実性の評価

重要な虚偽表示のリスクを評価するに当たり、監査人は推定の不確実性

11) IAASB (2008), para. 8.

12) Ibid., para. 9.

13) Ibid., para. A 39.

の程度を評価しなければならない¹⁴⁾。推定の不確実性とは、会計上の見積り（およびそれに関連する開示）が測定に内在する不正確さに影響される程度（感受性）をいう（7(c), 8(c)(vi), A 38）。また推定の不確実性に影響を与える要因は①会計上の見積りの判断に依存する程度、②会計上の見積りの仮定の変化に対する感受性の程度、③認識されている推定の不確実性を最小化する可能性のある測定技術の存在である（10, Para. A 45-46.）。

(4) 実証手続（リスク対応手続）

リスク評価を実施した後、監査人は評価したリスクへの対応手続を行う。リスク対応手続は、①（後発事象が）会計上の見積りに関する証拠を提供するかどうか判別すること、②経営者の推定値についてその推定方法の適切性および仮定の合理性について評価すること、③推定値計算の過程に対する統制の有効性判断、および④経営者の点推定値を評価するための監査人自身の点推定値または区間推定値の計算である¹⁵⁾。

さらに区間内のすべての結果が合理的と考えられるまで区間推定の精度を上げることが求められている（13(d)(ii)）。

(5) 推定の不確実性（第 15 項, A 102～A 110）

会計上の見積りは重要なリスクの原因となりうる。そこで監査人には実証手続の一環として経営者の推定に関する推定の不確実性を評価することが要求される。すなわち経営者が推定の不確実性に対処した方法、経営者が推定値の計算にあたり用いる重要な仮定の合理性、およびそれを支える経営者の意図と業務遂行能力について評価することが求められている。

2 検証の意味

上記のようなプロセスを経て行われる検証は、推定の仮定および不確実

14) Ibid., para. 10.

15) Ibid., para. 13.

性を加味しつつ経営者の推定の結果の妥当性を判断することを意味する。またそれは実質的に監査人自身が経営者の思考をたどりつつ推定を行い、その結果と経営者の推定の結果を比較することを意味する。監査人の推定値と経営者の推定値の比較が行われ、その結果として、両者の乖離が重要な誤謬を意味するかどうかの判断が行われる。

IV 監査人の実務指針 540（監査実務指針）

2008年2月にIAASBはISA 540（改訂及び再起草）「公正価値に関するものを含む会計上の見積り及び関連開示の監査」の変遷及び国際監査・保証基準審議会（IAASB）が回答者にコメントを求めた事項がどのように変更されたか及びその他の主な変更点について、同時に公表された「結論の根拠」に依拠しながら述べる。又わが国の現行実務指針と比較する。これらを通じて2008年2月公表のISA 540（改訂及び再起草）の特徴を明らかにする。

1 ISA 540（改訂及び再起草）の変遷

2008年2月に公開された「結論の根拠」によればISA 540（改訂及び再起草）は次のような変遷をたどっている。ISA 540は2004年12月に公開草案が公表され2005年4月までに得たコメントをもとに2006年9月にClose Off文書が作成され承認された。その後クラリティ・コンベンションに従って再起草された。また公正価値の見積りを含めて会計上の見積りの監査を一体として扱うためISA 545の継続的な事項と結合された。

2006年12月にISA 540（改訂及び再起草）案の公開草案が承認され公表された。これと同時にISA 545のISA 540への結合が提案された。この公開草案に対するコメントの提出期限は2007年4月であった。コメントもとにさらに改訂が行われ2008年2月にISA 540（改訂及び再起草）が

再度公表された。

2 IAASB がコメントを求めた 3 つの論点

IAASB は 2006 年 12 月の ISA 540 (改訂及び再起草) の公表の際に特に三つの論点に限定して、すなわち、①会計上の見積りについての指針である ISA 540 に公正価値についての指針である ISA 545 を結合することの是非、②監査調書についての個別規定を残すかどうか、③ISA 540 における監査人の目的の適切性の 3 つの論点である。

期限までに寄せられた意見を反映して、①公正価値に係る指針 (旧 ISA 545) は会計上の見積りに関する指針と併合された。また②監査調書には会計上の見積りの合理性の根拠と経営者の偏りの指標を示すこととなった¹⁶⁾。③ISA 540 の目的は従来どおりで適切であるが、2 つの目的を明確に区分して指針に示すこととされた。それらは、監査人が財務諸表の会計上の見積りの合理性を判定することの必要性和、それに関連する開示が適用可能な財務報告のフレームワークにおいて十分に行われているか判定することの 2 点である¹⁷⁾。

3 その他の主な変更点

(1) Close Off 文書と 2006 年 12 月公開草案 (改訂及び再起草)

2008 年 2 月に公開された現在の ISA 540 (改訂及び再起草) はクラリティ・プロジェクトによる新たなコンベンションに基づく 2006 年 12 月の公

16) 会計上の見積りの開示について監査調書に記述が求められる。すなわち ISA 540 は ISA 230 に定める監査調書の規定とは別に監査調書についての規定を設け (第 23 節)、監査調書に次の二点を含めることとしている。(a) 重要なリスクを生じさせる会計上の見積りの合理性とその開示に関する監査人の結論の根拠、(b) もしあれば可能性のある経営者の偏りの指標。

17) 2008 年 2 月に ISA 540 (改訂及び再起草) と同時に公表されている「結論の根拠」の内容、及び 2007 年 3 月に日本公認会計士協会が公表したコメントを参照。

開草案に対する意見を反映させたものである。従来の形式を踏襲したまま改訂作業を進めた文書は Close Off 文書としてまとめられている。この Close Off 文書は要求事項と適用説明事項のうち、現在の ISA 540（改訂及び再起草）における監査人の行動に関する要求事項は 8(b)（リスク評価手続きと関連活動のうち監査人が理解すべき経営者の認識と開示の方法）、10（重要な虚偽表示リスクの特定と評価）、13(b)(ii)（リスク対応手続としての経営者の用いる仮定の合理性の評価）、13(d)(i)（リスク対応手続としての経営者の点推定値を評価するための点推定値区間推定値の計算のための変数など）、13(d)(ii)（区間推定値の区間を狭くすること）、14(a)（重要なリスクに対応するための更なる実証的手続の実施に加えて監査人が評価すべき推定の不確実性）である¹⁸⁾。

(2) 2006 年 12 月（改訂及び再起草）と 2008 年 2 月（改訂及び再起草）との比較

(a) 追加された定義

定義の項では 7(f)「会計上の見積りの結果」が追加された。なお定義から「重要な仮定」が削除されている。「重要な仮定」は「会計上の見積りの算定に用いる仮定であり、仮定における合理的な変化は会計上の見積りの測定に重要な影響を与える。」と定義されていた。

(b) 追加・改訂された要求事項・適用指針

IAASB が求めた回答以外の観点については、公正価値監査の問題について追加的指針を中心に次の①～⑦の各点について追加・変更が行われている。

第 8 項関連

①モデルの使用を含む測定の方法 (8(c)(i), A 24～A 26)

②経営者による会計上の見積りの基礎となる仮定 (8(c)(iv), A 32, A

18) なお、この Close Off 文書をまとめるにあたり、その時点までに議論されたことについては、今後再度議論しないということが決議されている。

33)

③会計上の見積りを行う方法の変更 (8(c) (iv), A 37)

第 13 項関連

④評価した重要な虚偽表示への対応 (13, A 60)

⑤モデルの有用性の評価 (13(b) (i), A 74～A 76)

⑥経営者が用いる仮定 (13(b) (ii), A 82)

その他

⑦専門家の業務の必要性の考慮 (14, A 96～A 101)

⑧会計上の見積りに関連する開示 (19, A 121～A 123)

以下本節ではこれらについて順に述べる。

①モデルの使用を含む測定の方法 (8(c) (i) A 24～A 26)

会計上の見積りに関する重要な虚偽表示を特定し評価するための基礎を得るために理解すべき事項が要求事項第 8 項で列挙されている¹⁹⁾。このう

19) 8 は次のとおりである。なお「<」「>」で囲んだ部分は新たに追加・変更された部分を意味している。これ以後の注においても同様である。

リスク評価手続き及び関連活動

8. 企業の内部統制を含む企業とその環境を理解するために、リスク評価手続き及び関連する活動を行う際には、ISA 315（再起草）に要求されているように、会計上の見積りの重要な虚偽表示のリスクを特定し評価する基礎を提供するために、監査人は企業の内部統制を含み、次のものに対する理解を得なければならない。

(a) 会計上の見積りに目的適合的で適用可能な財務報告の枠組みの要請

(b) 経営者が、財務報告に認識又は開示する会計上の見積りの必要性を生じさせる可能性のあるこれらの取引、事象及び状況を特定する方法。この理解を得るにあたり、監査人は新たに、あるいは既存の会計上の見積りを生じさせるような、経営者の環境の変化を調査しなければならない。(Para. A 16-A 21 参照)

(c) 経営者は経営者がどのように会計上の見積りを計算しているか（すなわち経営者の会計上の見積りの算定過程）、及びその会計上の見積りの元になる情報の理解には次のことが含まれる。(Para. A 22-A 23 参照)

< (i) 適用可能な場合にはモデルを含む、会計上の見積りに用いられる方法 (Para. A 24-A 26) >

(ii) 目的適合的な統制 (Para. A 27-A 28)



ち 8(c) (i) (適用可能な場合は会計上の見積りに用いられるモデルを含む方法) は新規に追加されている。これに伴って適用指針も追加されている²⁰⁾。

② 経営者による会計上の見積りの基礎となる仮定 (8(c) (iv) A 32, A 33)

リスク評価手続と関連活動の一部として経営者の会計上の見積りの基礎となる仮定を理解することが求められている (8(c) (iv))。これに関連して適用指針 A 31 では、経営者の仮定を監査人が理解するための考慮事項が列挙されている²¹⁾。また、これに適用指針 A 32 及び A 33 が追加され

- ↘ (iii) 経営者が専門家を使用したかどうか (Para. A 29-A 30 参照)
- (iv) 会計上の見積りの理解の仮定 (Para. A 31-A 36 参照)
- (v) 前期から会計上の見積りを計算する方法が変化しているかどうか、変化しているとすればそれはなぜか (Para. A 37 参照)
- (vi) そうであれば、推定の不確実性の影響を、経営者は評価したかどうか、また、どのように評価したか。(Para. A 38 参照)

20) A 24-26 は「モデルの使用を含む測定の方法 (8 (c) (i))」という表題の次のような規定である。モデルの使用について具体的に指針が与えられたという意味において大きな変化であると考えられる。

A 24. ある場合には、適用可能な財務報告の枠組みが例えば公正価値の見積もりに用いる特定のモデルなどの会計上の見積りの測定の方法を規定している可能性がある。しかし多くの場合において、適用可能な財務報告の枠組みは、測定の方法を規定していない、または測定の代替的方法を示している。

A 25. 適用可能な財務報告の枠組みがその状況において用いる特定の方法を規定していない場合には、監査人は会計上の見積りの方法の理解、又は、会計上の見積りに適用可能な場合にはモデルの理解において、例えば次のものを入手する。

- ・ 経営者が特定の推定の方法を選択するときに、どのように推定する資産や負債の性質を考慮したのか。
- ・ 企業が経営している特定の事業、業種、環境において、特定の種類の会計上の見積りに一般に用いられる方法。

A 26. 例えば会計上の見積りを行うために経営者が社内でモデルを開発した場合や、それが特定の産業や状況において一般に用いられる方法からかけ離れている場合などには、重要な虚偽表示のリスクがより大きい可能性がある。

21) A 31. 仮定は会計上の見積りの不可欠な構成要素である。監査人が会計上の見積りの基礎をなす仮定を理解するために考慮する可能性のある事象は ↗

ている²²⁾。A 33 においてはモデルを用いて会計上の見積りを行う場合には仮定がモデルのインプットとして扱われる場合があるとされている。また (A 33 では) 仮定の情報源により目的適合性及び信頼性が相違する旨が示されている²³⁾。

例えは次のようなことである。

- ・ 仮定のうちどれが重要な仮定である可能性が高いかを含む仮定の性質
- ・ 経営者が評価する方法が仮定が目的適合的であるかどうか、そして、完全であるか (すなわちすべての目的適合的な変数が考慮されているか)。
- ・ 適用可能である場合は、どのように経営者が内部的に首尾一貫しているか判断する。
- ・ 経営者の統制の範囲内の事象に関連する仮定 (例えば、資産の耐用年数の推定に影響を与える補修計画) であるかどうか、および、それらがどのように企業の経営計画と外部的環境、あるいは、統制の範囲外のこと (例えば利子率、死亡率、司法のあるいは規制者の潜在的行動、あるいは将来キャッシュ・フローの変異性と時期) に適応するか。
- ・ もしあれば仮定を支持する調書の性質と程度

〈会計上の見積りを行うに当たり経営者を補助するために仮定が専門家によって行われ又は特定される可能性がある。そのような仮定を経営者が用いる場合それは経営者の仮定となる。〉

- 22) A 32. 仮定がインプットのことを指す場合がある。例えば経営者が会計上の見積りを行うためにモデルを用いている場合等にはインプットという用語は特定の仮定が適用される基礎データのことを指すために用いられる場合もある。

〈A 33. 経営者は内部と外部の情報源から得られた種類の異なる情報により仮定を補強する可能性がありそれらの情報は目的適合性や信頼性が異なる。仮定が外部の情報源からの情報 (例えば公表されている利子率その他の統計的データ) でも内部の情報源 (企業の歴史的情報や前期の状況) でも信頼して依拠することがきる場合もある。その他仮定がより主観的になる例えば企業に経験や外部の情報源が無い場合もある。〉

- 23) 仮定 (Para 8 (c) (iv)) についての適用指針は次のように続いている (A 34 ~ A 36)。これらは仮定 (インプット) の観察可能についての重要な部分と考えられるため全体を示す。

A 34. 公正価値の見積りの場合に仮定は知識を有する自発的な独立当事者 (「市場参加者」等と呼ばれる場合がある) が資産を交換又は負債を交換する際に公正価値を判定するために用いるであろう価額を反映またはそれと一致する。特定の仮定が評価する資産や負債の特性や用いる評価方法 (例えば市場アプローチや収益アプローチ) 及び適用可能な財務報告の枠組みに応じて変化する場合もある。

③会計上の見積りを行う方法の変更 (8(c)(iv)), A 37)

A 37 は、会計上の見積りの方法に変化が生じた場合について次のとおり規定している。

「経営者が会計上の見積りを行う方法を評価する際に監査人は会計上の見積りを行う方法が前期から変更されたかどうか、または変更されるべきであったかどうかを理解しなければならない。企業に影響する環境や状況または適用可能な財務報告の要求事項の変更への対応として特定の見積り方法の変更が必要となる場合がある。

経営者が会計上の見積りの方法を変更した場合には、経営者自身が新しい方法がより適切であるか変更自体がそのような変化への対応であることを示すことができるということが重要である。例えばもし経営者が会計上の見積りの基礎を市場アプローチからモデル使用に変更した場合には、監査人が経営者の市場に関する仮定が経済的状況に照らして合理的であるかどうかを調査する。」

④評価した重要な虚偽表示への対応 (13, A 60)

第 13 項はリスク対応手続に関する指針である。評価した重要な虚偽表示への対応の例示として A 60 が追加された。この指針は会計上の見積りに経営者が独自のモデルを使用しており当該モデルのインプットが観察不

✓ A 35. 公正価値の見積りに関して仮定またはインプットはつぎのように源泉と基礎が変化する。

- (a) 報告主体から独立した源泉から得られた市場データに基づいて市場参加者が資産や負債を評価するために用いるものを反映する
- (b) 市場参加者がその状況で利用可能な裁量の情報に基づいて資産や負債の評価に用いる仮定についての企業自身の判断（「観察不能なインプット」と呼ばれることがある）

しかし特に上記 (a) と (b) の区別は常に明らかなわけではない。さらに経営者は数多くの異なる市場参加者が用いる互いに異なる仮定の中から経営者が選択する必要がある可能性がある。

A 36. 主観性の程度は仮定やインプットが観察可能かどうか、推定の不確実性の影響はどの程度かそれゆえ特定の会計上の見積りについての監査人の重要な虚偽表示のリスクの評価による。

能な場合にリスク対応手続を組み合わせて実施すべきことを示している。

⑤モデルの有用性の評価 (13(b) (i), A 74～A 76)

公正価値の見積りに関する適切な統制についての指針を追加し、公正価値の測定に用いる評価方法の監査を強調し、会計上の見積りの測定に用いるモデルについての監査人の考慮事項の指針を追加すべきであるという意見があった(「結論の根拠」第16項)。

その結果、IAASB は特に観察不可能なデータとモデルに基づく公正価値の見積りについて、要求事項 13 b(i) に係る指針(モデルを使用する場合に監査人が会計上の見積りの方法を評価する指針)を新設した。すなわち、モデルを用いて公正価値の見積りを行う場合につき「モデルの有用性の評価」を行うこととし、これについての指針を設けた(A 74～A 76)。また、モデルを使用する場合の経営者による会計上の見積りの方法が監査人の評価すべきものとなった。

⑥経営者の用いる仮定 (13(b) (ii), A 82)

経営者の用いる仮定 13(b) (ii) に関して A 82 が追加された²⁴⁾。この指

24) A 82. さらに公正価値会計の見積りは観察不能もののみならず観察可能なインプットも含む構成する comprise 可能性がある。公正価値の見積りが観察不能なインプットに基づいている場合には、監査人が考慮する可能性のあるものには、例えば経営者が次のものをどのように捉えているかが含まれる。

- ・ 会計上の見積りに適切な市場の参加者の特徴を特定すること
- ・ 市場参加者が使用するであろう仮定に関する観点を反映するために、仮定に加えた修正
- ・ それらが組み合わせられ、その状況で最良の情報が利用可能になったかどうか
- ・ 適用可能な場合にはその仮定がどのように comparable 類似の・比較可能な取引、資産・負債を説明するか。

もし観察不能なインプットがある場合は、十分に適切な監査証拠を入手するためには、監査人による仮定の評価は、他の対応と組み合わせる必要がある可能性が高いであろう。すなわち、13 節の評価したリスクに対するその他のリスク対応手続と共に実施することが必要になる。そのような場合には、監査人にはその他の手続を実施することが必要である。例えば適切な階層 ↗

針においては、経営者が「観察不能なインプット」による公正価値の見積りを行っている場合に監査人が考慮すべき事項が列挙されている。

なお公正価値の見積りに用いられる利子率などの容易に利用することが可能なデータを指す「観察可能なインプット」という用語が、指針において多く用いられるようになったことも変化のひとつである²⁵⁾。この変化は、公正価値の監査において経営者の用いる仮定が主要な要素となり、その中核が仮定の根拠となるインプットであること、及びその観察可能性が信頼性及び認識要件の根源となることを示唆している。

⑦専門家の業務の必要性の考慮 要求事項 (14, A 96～101)

要求事項の旧第 12 項が削除され第 14 項に改訂されている。これに伴い A 96～A 101 が追加されている²⁶⁾。

2006 年 12 月草案の第 12 節の文言は、重要性の軽重に関わらず会計上の見積りすべてについて監査人に専門家の業務を用いるかどうかの判断を求めているように読まれる可能性があった。これは IAASB の主旨と異なり、また実際には専門家の業務を必要とする場合は多くはない。このため、まずそれが必要かどうかの考慮を監査人が行うべき旨の文言に修正が行われた。

⑧会計上の見積りに関連する開示 (19, A 121～A 123)

会計上の見積りに関連する開示についての規定 (第 19 項) が追加された。またこれに伴い A 121 の後半部分および重要なリスクを生じさせる

25) の経営者による及び適切な場合には統治責任者による会計上の見積りをレビューし承認することを補助する調書を調査することが必要である。

25) A 2, A 35, A 36, A 45, A 47, A 60, A 68, A 78, A 81, A 82, A 97, A 125 の各項において用いられている。2006 年 12 月の ISA 540 (改訂及び再起草) 案においてはこのうち A 81 に該当するものを含む二ヶ所のみにおいて用いられていないに過ぎない。

26) 「12 監査人は、重要な虚偽表示のリスクを引き起こす会計上の見積りに関する十分に適切な監査証拠を入手するために、監査人の専門家の業務を用いるかどうかを判断しなければならない。」

会計上の見積りの不確実性の開示に関する指針 A 122～A 123 も追加された²⁷⁾。

(3) 小括

以上の①～⑧において検討したように、2008 年 2 月公表の ISA 540（改訂及び再起草）の特徴はつぎの点が挙げられる。

- ・「観察可能（または不可能）なインプット」という概念が公正価値を含む会計上の見積りの妥当性の検証を行う際の対象となると考えられ、こ

27) A 121. 適用可能な財務報告の枠組みに、不確実性に関して、追加的な要請が特定されている場合がある。例えば財務報告枠組みは次のことを規定する：

- ・重要な仮定及び繰越資産負債額の重要な調製の原因となる重要なリスクのあるその他の推定の不確実性の開示。そのような要請は「推定の不確実性の重要な原因」又は「重要な会計上の見積り」という用語を用いて記述される。

- ・可能性のある結果の開示及び区間を判定するために用いる仮定

- 〈・企業の財務状態と経営成績とについての、公正価値の見積りの重要性に関する情報の開示〉

- 〈・リスクに対する曝露や、リスクがどのように生ずるか、企業の目的、リスク管理の方針と手続、リスク測定に用いる方法等、これらの質的概念の前期からの何らかの変化。〉

- 〈・企業の主要な経営者に内部的にもたらされる情報に基づいた、信用リスク、流動性リスク、市場リスクを含む、企業の直面するリスクの程度等の量的な開示。〉

- 〈重要なリスクを生じさせる会計上の見積りの推定の不確実性の開示（Para. 20 参照）〉

- 〈A 122. 重要なリスクのある会計上の見積りに関連して、開示は適用可能な財務報告の枠組みにしたがって行われている場合でも、監査人は推定の不確実性の開示がその状況および関連する事実にてらして不十分だと考える可能性がある。推定の不確実性の開示の十分性の監査人による評価は、会計上の見積りの起こりうる結果の幅が広くなれば、それだけ重要性を増す（A 95 節参照）。〉

- 〈A 123. 場合により、監査人は、経営者に、推定の不確実性に関する状況について、財務諸表の注記に記述することが適切であると勧めることが適切と考える可能性がある。ISA 705（改訂再草稿）案は、監査人が、経営者の財務諸表上での推定の不確実性の開示は、不十分又は虚偽・誤解を招くと考えられる場合の、監査調書の指針を提供する。〉

の概念が実務指針においても多く用いられている。

- ・公正価値を含む会計上の見積りを行う際にモデルを使用する場合についての指針が充実した。
- ・経営者による公正価値の見積りに関してモデルの妥当性について検証する責任が監査人に課されている。その妥当性は仮定のまたそのインプットが観察不能な場合を含めて指針が提供されている。
- ・経営者による見積りの仮定の妥当性を始めとする経営者の将来予測の方法の妥当性を検証する責任が監査人にある旨が示されている。

V 会計数値の意味の変化

取得原価主義会計においては過去の事象を記録し、事実と記録の一致を確認する。これに対して情報の投資意思決定有用性の要請から公正価値によって測定を行う会計システムにおいては、公正価値自体が直接的に認識することのできないものであることから、検証方法は変化する。すなわち事実と記録の一致ではなく、将来事象の現在価値についての推定値と記録の一致を確認することになる。事実はまだ存在しない状態でその妥当性を評価することが監査人に求められている。これは大きな変化であり監査人の役割は監査リスクの役割にも変化を及ぼす。

(1) 会計数値の性質の変容 経営者の意見化

会計数値についてその本質をどのように考えるかは論者によりさまざまである。仮に会計数値は約束の上に成り立ったものであると考えると、公正価値も約束の上に成り立っているが、その性質にはひとつの大きな特徴がある。それは統計理論との結びつきが強いということである。確率分布の概念を取り入れてモデルの推定値を会計数値としている。これは自然科学において用いる測定概念である。

会計数値を自然科学における測定値と同様に考えるという測定観に基づ

く思考から派生しているということができよう。このような会計数値観あるいは測定観が妥当であるかどうかは意見・判断が分かれるところであろう。

約束に基づいた、便宜的な測定値として会計数値を考える立場に立てば、自然科学に用いる測定観を用いることは奇異に感じられなくもない。

(2) 検証対象の観察可能性の要件

公正価値の検証においてキーコンセプトとなるのは仮定の観察可能性である。推定値を計算する際の仮定自体が妥当なものであるか判定する際に用いるのは、モデルの適切性やモデルのインプットすなわち仮定の適切性である。それは観察可能性によって大きく左右される。

観察不可能な場合においては第三者の検証が特に重要な意味を持つ。

VI 監査人の役割の変化

公正価値など算出にモデルを使用するような「複雑な」過程を経て計算される数値はいわゆる「素人」にはどのように算出するのか算出されていてもそれが正しいのかどうかわからない。そのような正しいかどうかわからない数値に妥当性を与えるのは専門家である。ここに専門家と算出する経営者との利害が外部利害関係者を相手として一致すれば公正価値は便利な道具になってしまう危険性がある。

監査リスクの意味は重要な虚偽表示を監査人が見落とす危険性の確率である。しかし公正価値についてその具体的（操作的）意味合いは変化する。モデルを用いて推定値を計算する場合は、監査人の推定値から経営者の推定値が、基準値を超えて乖離していることをもって重要な虚偽表示のリスクが高いとみなす。

従来の監査要点である実在性、網羅性、期間帰属の適切性、評価の妥当性等は、いずれもあるべき数値・状態が明確に判明している状況において

評価された。これに対して公正価値を含む会計上の見積りについては、将来事象に対する予測とモデルを用いた推定の作業を経た推定値について、互いの乖離をもって虚偽表示とする。正確に測定することのできないものに対する測定値（推定値）の互いの相違をもって経営者の虚偽表示の可能性と判定せざるを得ないことを意味する。

これは監査人の役割、すなわち将来事象に対する予測について、その妥当性を判定する者としての役割を課したことを意味する。会計数値の意味の変化に伴って監査人にもこのような役割の変化が生じている。

Ⅶ おわりに

公正価値概念の導入によって、会計数値が意味的に変化している。すなわち会計数値が将来事象の経営者による予測の近似値としての性質を強めている。この意味的变化は会計数値の「事実の記録」から「経営者による意見表明」への変化として特徴付けることができる。

このような変化に伴ってその検証においても変化が生じている。すなわち、検証のプロセスは経営者の計算した推定値と監査人の計算した推定値の乖離の程度の検証となり、両者の乖離は重要な誤謬の可能性を意味することとなる。そのような判定を行う際の指針においては、モデルを用いて推定値を算出する際のインプットの観察可能性が推定値の信頼性の要件として大きな位置を占めている。

引用・参考文献

- DeGroot, Morris H., *Probability and Statistics Second Edition* (1989).
FASB (Financial Accounting Standards Board) *Statement of Financial Accounting Standards No. 157 Fair Value Measurements* (September 2006).
International Accounting Standards Committee Foundation (IASCF), *Discussion Paper Fair Value Measurements* (part 1) (November 2006).

International Federation of Accountants (IFAC), *ISA 540, Auditing Accounting Estimates, Including Fair Value Accounting Estimates, and Related Disclosures* (February 2008).

International Federation of Accountants, *HANDBOOK OF INTERNATIONAL AUDITING, ASSURANCE, AND ETHICS PRONOUNCEMENTS 2008 EDITION* (2008).

International Auditing and Assurance Standards Board, *Exposure Draft Proposed Revised and Redrafted International Standard on Auditing ISA 540, Auditing Accounting Estimates, Including Fair Value Accounting Estimates, and Related Disclosures Proposed Withdrawal of ISA 545, Auditing Fair Value Measurements and Disclosures* (December 2006).

International Auditing and Assurance Standards Board, *ISA 540 (Revised and Redrafted) Revised and Redrafted International Standard on Auditing ISA 540, Auditing Accounting Estimates, Including Fair Value Accounting Estimates, and Related Disclosures Proposed Withdrawal of ISA 545, Auditing Fair Value Measurements and Disclosures* (February 2008).

International Auditing and Assurance Standards Board, *Bases for Conclusions : ISA 540 (Revised and Redrafted), Auditing Accounting Estimates, Including Fair Value Accounting Estimates, and Related Disclosures* (February 2008).

International Federation of Accountants, *Close Off Document : ISA 540 (Revised), Auditing Accounting Estimates and Related Disclosures (other Than Those Involving Fair Value Measurement and Disclosures)* (September 2006).

加藤盛弘編著『現代会計の認識拡大』森山書店 (2005)。

高寺貞夫・草野真樹「公正価値概念の拡大—その狙いと弱み」『大阪経大論集』第55巻第2号 (2004年7月)。

日本公認会計士協会「国際監査基準 540 (改訂及び再起草)「公正価値に関するものを含む、会計上の見積り及び関連開示の監査」に対するコメント」(2007)。

日本公認会計士協会『監査実務指針ハンドブック平成20年版』(2008)。